

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条及び第 201 条)

2022 年 11 月 1 日
大東建託リーシング株式会社
大東建託株式会社

2022年11月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託リーシング株式会社
代表取締役社長 守 義浩

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 小林 克満

大東建託リーシング株式会社（以下「吸収分割会社」という。）は、2022年9月22日付で、大東建託株式会社（以下「吸収分割継承会社」という。）との間で締結しました吸収分割契約に基づき2022年11月1日を効力発生日として、吸収分割会社の東京都港区港南二丁目16番1号に所在するイーストワントワーに係る事業に関して有する資産、債務その他の権利義務の一部を、吸収分割継承会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。本件分割を行うに際して、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条に定める事後開示事項は、以下の通りです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号、会社法施行規則第201条第1号）
2022年11月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主の差止請求手続

吸収分割会社の株主は吸収分割継承会社のみとなるため、会社法第784条の2の規定による請求はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

吸収分割会社は、唯一の株主である吸収分割継承会社が特別支配株主（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続きは実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続きは実施しておりません。

(4) 債権者の異議申述手続

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 2 項及び第 3 項に基づき 2022 年 9 月 29 日付で官報公告及び 2022 年 9 月 30 日付で電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続

会社法第 796 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに本件分割を実施したため、会社法第 797 条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 債権者の異議申述手続

吸収分割継承会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき 2022 年 9 月 29 日付で官報公告及び 2022 年 9 月 30 日付で電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本会社分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号、会社法施行規則第 201 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日である 2022 年 11 月 1 日をもって、吸収分割会社から吸収分割契約書に定めるビル賃貸事業に関する権利義務を承継しました。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号、会社法施行規則第 201 条第 5 号）

2022 年 11 月 11 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号、会社法施行規則第 201 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上